八王子市様式

**医師用**

# 意 見 書

園長 殿

入所児童氏名 .

下表の「✓」に該当する感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので
年　月　日より登園可能と判断します。

年　月　日

医療機関 .

医 師 名　印又はサイン

保育園、幼稚園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が望ましい感染症　**注)「＿日を経過した」の記載の場合は、最初の日を 0 日とする。**

| ✓ | 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|---|---|---|---|
| | 麻しん（はしか） | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで | 解熱後 3 日を経過してから |
| | 風しん | 発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい | 発しんが消失してから |
| | 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化してから |
| | 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ） | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 結核 | | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え 2 日経過してから |
| | 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| | 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| | 腸管出血性大腸菌感染症<br>（O157、O26、O111 等） | | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| | 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| | 侵襲性髄膜炎菌感染症<br>（髄膜炎菌性髄膜炎） | | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

※本書式は、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、八王子市、八王子市医師会、八王子市私立保育協会、八王子市私立幼稚園協会が共同で作成したものです。

2023-05-16